

# 火災予防

回覧

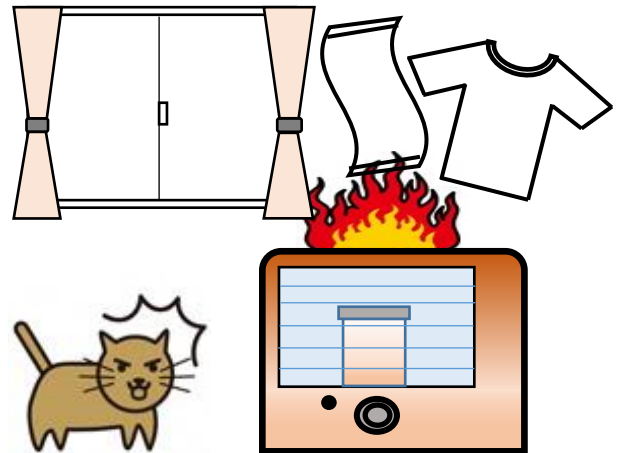
冬・春編

火災はちょっとした不注意によるものから自然災害によるものまで原因は様々です。これからの時季は、暖房器具などの火気の使用が増え、空気の乾燥により火災の発生しやすい時季となります。未然防止対策をとることで、火災発生のリスクを減らし生命・身体・財産を守りましょう。

## 暖房器具の出火防止対策

### ① 暖房器具を使用する前の確認

- ・ 掃除をしてほこりなどを落とす
- ・ コードや機器本体が損傷していないか
- ・ 燃料（灯油、ガス）が漏れていないか
- ・ 停止ボタンが正常に作動するか



### ② 暖房器具の使用中

- ・ 暖房器具を使用するときは、可燃物が接触しない位置で使用し、こまめに換気をしてください。また、洗濯物などを同室で干している場合には、暖房器具の上に落ちたり接触したりしないよう十分な距離をとるなどの注意が必要です。
- ・ 燃料を補給する際は、燃料の種類を確認し、必ず電源をOFFにして少し時間をおいてから、なるべく風通しの良い屋外で給油しましょう。
- ・ 使用しないときや出掛けるときは、必ずコンセントを抜いてください。

### ③ 使用しないとき

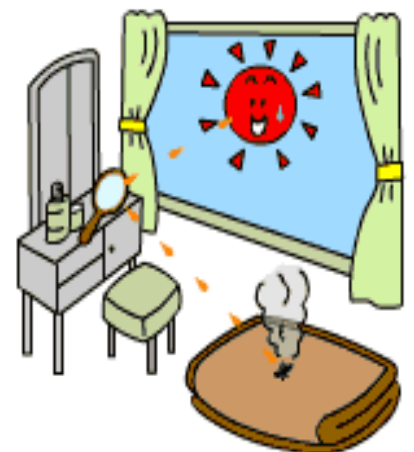
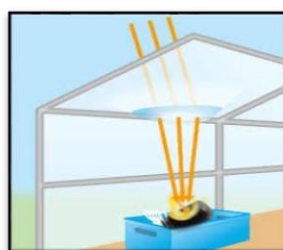
- ・ 暖かくなって暖房機器を片付けるときは、燃料を使い切り、電池なども外した状態にしましょう。

## 収れん火災に注意！！

収れん火災とは、太陽の光がレンズ等に反射し光が集まって火災が発生する現象です。冬季は太陽の位置が低く、部屋の奥まで日が差します。メガネや鏡などの光を集めやすいものはなるべく引き出しなどに収納するようにしてください。

### 収れん火災の原因となる可能性のあるもの

- ・ ガラスの花瓶 ・ ステンレス製のボウル ・ 金魚鉢
- ・ メッキ加工した車のアルミホイール ・ 水入りペットボトル
- ・ 水の溜まったビニールハウスの覆い など



# ごみの焼却や野焼きの拡大による火災に注意！！

↓市内の過去5年間における焼却行為から延焼した火災件数

年（1月から12月）	建物火災	林野火災	車両火災	その他の火災	※ その他の火災とは、 枯れ草や屋外の物品等が 燃えたもの。  ※ 左の件数は、年間の 火災件数の一部です。
平成27年	3			1	
平成28年	1			1	
平成29年	1	1	1	1	
平成30年	1			4	
平成31年・令和元年		1		3	

## 屋外でのごみの焼却行為は禁止されています！

剪定木や雑草、家庭ごみ等は焼却せず、指定のごみステーションに出すなど、適正に処理してください。なお、どんど焼き等の地域の行事や害虫駆除のための畦畔焼きなどは、例外的に焼却が認められておりますが、その場合でも、むやみに行うのではなく、近隣の迷惑にならないよう配慮を行うとともに、次のことを厳守してください。

### その場を離れない

焼却行為をする場合には、必ず監視を継続し、やむを得ずその場を離れる場合は、一旦消火する。

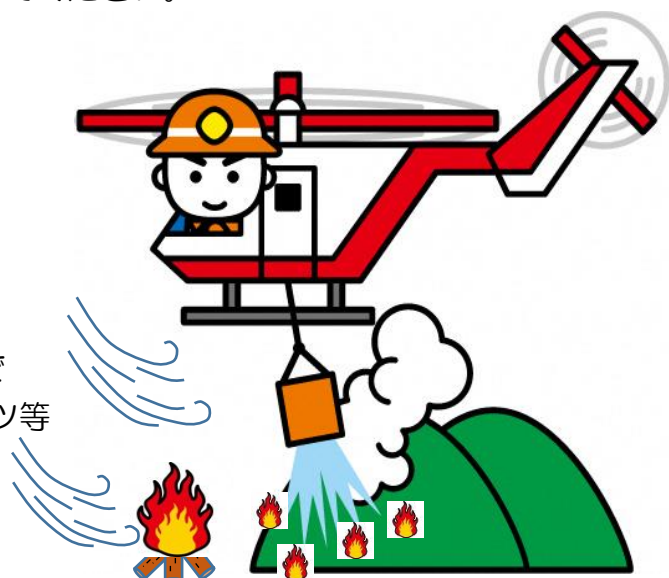
### 消火用の水バケツ等を準備する

燃え広がってしまったとき、または緊急で消火する必要がある場合に備えて、水バケツ等を用意して消火ができる準備をする。

### 天候により中止とする

強風、乾燥注意報や警報が発令されているときは中止する。

火の粉や灰は、風速2m程度の風でも遠くに飛ぶことがあり、風のない日でも天候が急変する場合がありますので、注意が必要です。



※ 火災事案によっては、被害を受けた方から行為者に対し、  
**損害賠償請求される場合も・・・考えられます。**

その他にも火災の原因として、放火、調理器具、電気器具・配線などがありますので、家の周囲に燃えやすい物を置かない、火気器具を正しく使うなど、日ごろから火災の予防に心がけましょう。

**住宅用火災警報器「10年経ったら取り換える！」**  
夜間など就寝中の火災を早期に発見し避難できるよう、**住宅用火災警報器の維持管理**もお願いします。

君津市消防本部 予防課  
53-1904